

もう加入しましたか？

自転車損害賠償保険！

県条例改正により保険加入の義務化がスタート！（令和2年10月1日）

保険加入義務化の背景



平成20年、小学生が運転する自転車が坂道を高速走行中、歩行者と正面衝突し、歩行者が脳挫傷等により意識不明の重体となった事故につき、損害賠償額はなんと、**9,521万円**！この事例以降も、全国で高額賠償事例が相次ぎ、手軽な乗り物「自転車」の車両運転者としての「重い責任」が明確になりました！

加入義務の対象

「福岡県自転車の安全で適正な利用の促進及び活用の推進に関する条例」において

- 自転車利用者又は児童等が利用する場合の保護者
- 事業者（事業活動として従業員に利用させる者）
- 自転車貸付業者

に対し、自転車事故を起こしたときの加害者としての賠償責任の履行と、被害者救済の観点から、**自転車損害賠償保険等への加入義務**が定められています。



自転車保険加入に当たっての確認の流れ

自転車を利用中の事故により、他人にけがをさせてしまった場合など、相手の生命又は身体の損害を補償できる保険（自転車損害賠償保険）に加入していますか？

いいえ ↓ わからない

現在加入している各種保険（自動車の任意保険、火災保険、損害保険、共済、会社等の団体保険、クレジットカード付帯保険など）に自転車損害賠償保険の内容がっていますか？

はい

いいえ ↓

利用する自転車には、「TSマーク付帯保険」がっていますか？
（有効期間を確認）

わからない ↓

はい ↓

いいえ ↓

すでに自転車損害賠償保険に加入しています。

自転車損害賠償保険への加入を検討して下さい。

加入している保険会社に保障内容を確認して下さい。

福岡県警察